

十二月六日議決案件
自由民主 討論

学校施設の天井吹きつけ材に関するアスベスト含有再調査の結果、六校の体育館でアスベストが確認され、その後の空気環境測定の結果、二校の体育館で天井吹きつけ材の剥離剥落の可能性が確認された。この二校は今年度にアスベスト除去工事を実施することとなったが、残る四校は現時点で剥離剥落の可能性がないとのことで、来年度に工事予定となった。しかし、一校について現場確認時に見逃しがあり、他の修繕工事の際に一部剥離跡を確認したとのこと。子供の安全安心を考えると一刻も早い解決が必要であることは当然であり、当該議案には賛成するが、当局の確認ミスにより市民に不安を与えたこと、また、工事に関し本来入札が必要などところを緊急を要するため随意契約という手法を取らざるを得なくなることなど、多大な問題が発生した。今後このようなことのないよう強く要求する。また、工事に際し学校行事には支障の出ないよう取り組んで頂きたい。

十二月二十日議決案件
日本共産 討論

議案第九十一号、九十二号、九十三号、及び百十一号の四議案については反対は賛成するもの。市役所組織機構再編では経済部をなくし、経済、観光、スポーツを集約する都市魅力産業スポーツ部の提案は地域経済の特性や歴史、今後の総合的な発展の展望を見出すには問題があり反対。時間外勤務の上限を規定することは意味があるが、国会で月八十時間の過労死ラインを超える問題が指摘されながら、本市の例外的業務においての月百時間未満等の提案は、働く者の健康と労働諸条件からも問題であり反対。東大阪市第三次総合計画基本構想は計画の骨組みや重点施策の方向には賛同できる点もあるが、いかに人口減少に歯止めをかけ、まちづくりをすすめるか等より具体性が必要である。構想案では二〇三〇年の人口を人口ビジョン推計の約四十五万人から四十八万人と引き上げ、若者、子育て世代の定住促進や出生率の向上に取り組みとしている。しかし、子ども医療費助成

制度や少人数学級の拡充には消極的で、現状を打開する主体的な姿勢は見られない。また、地域別計画を廃止し、地域住民が主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりを進めるとしているが、中身が抽象的であり、来年度からの公民連携協働室の役割も不明確であることから賛同できない。

新社会 党

東大阪市第三次総合計画基本構想については反対。現在五十万都市である本市の十年後の人口をしっかりと検証もせず、政府研究機関の示す四十五万人へ減少するということを既成事実としてとらえ、四十八万人を目指すというものである。これは十年先に向けた都市間レースのスタート時点で白旗を掲げて早々と敗北宣言をしたに等しい。また、府下平均で七割の市民が現在の市町村に住み続けたいと答える中、本市は五割を割っていますと他人事のように記述している。その原因をしっかりと解析もせず、総花的な施策の羅列で、大阪に住むなら東大阪」と胸を張って言えるのか。「大阪に住むなら東大阪」とスロークアンを掲げるなら、明石市が保育や子育て等に力を

入れ、人口増を実現してきたように、府下一の施策を展開し、本市に人口が流入するほどの魅力あるまちづくりを構想すべきではないか。また、十年後に予定されているモノレール南伸に伴い、新駅には「東大阪市」の名を冠するべきとの議会での議論も反映されていない。文書構成もずさんで、現場からのボトムアップの意気込みも息吹も感じられず、十年後に向けたスタート時点で早々と白旗を上げるかのような基本構想には、議員の矜持をかけて反対する。

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の提案説明

大阪維新の会

議員報酬について、現行の議長の八十万円を六十四万円へ、副議長の七十四万円を五十九万二千円へ、議会議員の七十万円を五十六万円へ、一律二十％の減額を提案する。市長等の給与は平成二十五年に約十％減額された一方で、議員報酬は二年間の時限措置を除き平成八年から一度も見直されてない。市長等の給与の減額は東大阪市特別職の

討論

日本共産 党

削減の理由として、議員

議員報酬等審議会の答申を受けたもので、五つの考慮すべき要素を基本として厳正かつ公正な審議が行われた。我々は当該審議会での審議内容を精査し、審議会が考慮した事項のうち、社会経済情勢の変動として、平成九年度から平成三十年までの間、約十八％減少した市民税収入状況、及び約二十九％減少した事業者数、一般職職員の給与改定の状況として、年齢構成はあるものの平成八年度から平成三十年度までの間、平均給料月額約十二％の減少、本市の財政状況として、平成九年度から平成三十年度までの間、約十七％減少した市税収入、約四十％増加した地方債残高、約二・二倍に膨れ上がった民生費、約十九％減少した土木費、及び政令指定都市を除く全国各市町村でも最も高い本市の議員報酬等を調査・分析し、適正な報酬水準について考察した結果である。大阪維新の会東大阪市議団は議員報酬の一律二十％削減を恒久措置として実施すべきとの結論に至った。報酬等審議会が考慮した五項目のうち社会情勢の変動、市の財政状況、職員給与改定の三項目しか考察されていない。市民税収入や市税収入、地方債残高、民生費、土木費での比較や職員の平均給与月額で考察されているだけで、報酬等審議会が考慮した項目を全面的に考察されたものとは到底言えない。限られた数字だけを根拠にした報酬の二十％削減は納得できない。議員の報酬は報酬等審議会が考慮されている職責や職務の重要性も含め、総合的に判断すべきである。東大阪市議会は国保の介護保険料の過徴収問題でも議会が中心になって調査し、市民に全額返還したことを初め、国保料の値下げや子ども安全パトロールの継続、出産育児一時金を全国に先駆けて委任払いを導入するなど、議会の権限・権能を生かして市民生活の向上へ取り組んできた。報酬に見合うだけの仕事を議員各人が自覚して行っていくことが必要である。その上で議員の仕事に対する報酬はいくらが妥当なのかについては、報酬等審議会が総合的に判断してもらわなければならないと考え、反対する。